

内閣府と関係府省との間で調整を行った提案

〔「対応方針欄」 実現・対応できるもの・・・①〕
 〔 実現・対応できないもの・・・②〕

○長野県単独の提案

No	提案項目 (根拠法令等) 【所管府省庁】	概 要	対応方針
1	<p>ひとり親家庭等への学習支援に関する国庫補助体系の見直し</p> <p>(母子及び父子並びに寡婦福祉法、生活困窮者自立支援法等)</p> <p>【厚生労働省】</p>	<p>【現状】</p> <p>生活困窮家庭とひとり親家庭の子どもへの学習支援の国庫補助制度が別々であり、実施主体も以下のとおり異なっている。</p> <p style="padding-left: 2em;">生活困窮家庭：県・市（福祉事務所設置団体）</p> <p style="padding-left: 2em;">ひとり親家庭：市町村</p> <p>【提案】</p> <p>住民に1番身近な市町村が事業を一体的に実施できるよう、ひとり親家庭の補助制度に一本化。</p>	①
2	<p>二級建築士試験及び木造建築士試験の事務手続きの簡素化</p> <p>(建築士法)</p> <p>【国土交通省】</p>	<p>【現状】</p> <p>二級建築士・木造建築士試験の実施主体である都道府県は、全国一律の試験問題で試験を実施した後、合格判定基準の検討等を都道府県建築士審査会に諮問するよう義務付けられている。</p> <p>【提案】</p> <p>建築士審査会による合格判定基準の検討等の義務付けを廃止。</p>	①
3	<p>介護福祉士国家試験受験資格の柔軟化</p> <p>(社会福祉士及び介護福祉士法等)</p> <p>【文部科学省、厚生労働省】</p>	<p>【現状】</p> <p>福祉系高等学校のうち、文部科学省及び厚生労働省から指定を受けた「指定校」(指定科目53単位(約1,850時間)以上)については卒業後介護福祉士の受験資格を得られるが、「指定校」以外の高等学校卒業者は、指定科目を一部履修していても、養成施設(2年間、1,850時間以上)で改めてすべての科目を履修し直さなければならない。</p> <p>【提案】</p> <p>福祉系学科・コースのある高等学校卒業者が、卒業後に養成施設で不足科目を履修し合計1,850時間を満たせば受験資格を得られるようにする。</p>	①

○日本創生のための将来世代応援知事同盟の共同提案

No	提案項目 (根拠法令等) 【所管府省庁】	概 要	対応方針
4	<p>幼保連携型認定こども園整備に係る交付金制度の一元化</p> <p>(児童福祉法、保育所等整備交付金交付要綱、認定こども園施設整備交付金交付要綱等)</p> <p>【内閣府、文部科学省、厚生労働省】</p>	<p>【現状】 幼保連携型認定こども園の施設整備に係る補助制度について、以下のとおり分かれて実施されている。 保育所相当部分：厚生労働省 幼稚園相当部分：文部科学省</p> <p>【提案】 補助制度を一元化する。</p>	<p>① 認定こども園施設整備交付金及び保育所等整備交付金については、申請に関する書類の統一化を図るなど、幼保連携型認定こども園等を整備する際の地方公共団体の事務負担を軽減する方向で検討し、平成29年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。</p>
5	<p>認定こども園の施設整備に係る国の補助体系の見直し</p> <p>(児童福祉法、保育所等整備交付金交付要綱、認定こども園施設整備交付金交付要綱等)</p> <p>【内閣府、文部科学省、厚生労働省】</p>	<p>【現状】 幼保連携型認定こども園の施設整備に係る補助制度について、以下のとおり分かれて実施されている。 保育所相当部分：厚生労働省 幼稚園相当部分：文部科学省</p> <p>また、地震等の大規模災害で被災した施設の復旧を支援する「社会福祉施設等災害復旧費補助金」についても、認定こども園の場合は原則保育所機能部分しか補助が受けられない。</p> <p>【提案】 補助制度を一元化する。</p>	<p>① 認定こども園施設整備交付金及び保育所等整備交付金については、申請に関する書類の統一化を図るなど、幼保連携型認定こども園等を整備する際の地方公共団体の事務負担を軽減する方向で検討し、平成29年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。</p>
6	<p>保育士登録の取消に係る仕組みの構築</p> <p>(児童福祉法等)</p> <p>【厚生労働省】</p>	<p>【現状】 保育士が禁錮以上の刑に処せられた場合、保育士登録を取り消す必要があるが、取消対象となる事案を把握できる仕組みがない。</p> <p>【提案】 取消対象となる事案を速やかに把握できる仕組みの構築。</p>	<p>① 保育士の欠格事由に該当することとなった者の保育士登録の取消しに関する事務については、都道府県知事が当該保育士の本籍地の市町村に犯歴情報の照会を行うことにより、欠格事由の該当の有無の確認を行った上で、当該事務を適正に実施できるように検討し、平成29年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。</p>

No	提案項目 (根拠法令等) 【所管府省庁】	概 要	対応方針
7	<p>保育対策総合支援事業費補助金の適切かつ円滑な事務の執行</p> <p>(保育対策総合支援事業費補助金交付要綱)</p> <p>【厚生労働省】</p>	<p>【現状】 平成 28 年度にける交付要綱の発出が 12 月であったため、予算の積算や事業の執行に支障が生じた。</p> <p>【提案】 国庫補助要綱の予算成立後速やかな周知・施行。</p>	<p>① 保育対策総合支援事業に係る補助金の交付要綱については、地方公共団体による適正かつ円滑な執行のために、予算成立後速やかに周知を行うこととする。</p>

○追加で共同提案を行ったもの

No	提案項目 (根拠法令等) 【所管府省庁】	提案団体	概 要	対応方針
8	<p>農業分野における外国人技能実習制度について、農業者と農業協同組合等が共同で技能実習を行えるよう規制緩和</p> <p>(外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律等)</p> <p>【法務省、厚生労働省、農林水産省】</p>	黒石市、青森県	<p>【現状】 現行の制度では、個人である農業者と農業協同組合等が共同で技能実習を行うことができない。</p> <p>【提案】 農業者と農業協同組合等が共同で技能実習を行えるようにする。</p>	<p>① 実習実施者となる農業協同組合等が個人農業者との間で農産物の生産に関する請負契約を締結し、当該農業協同組合等の指揮命令の下、個人農業者の圃場等で農産物生産等の実習を行いつつ、農業協同組合等が所有する集出荷施設や農産物加工施設等での作業を組み合わせることによって、年間を通じたより効果的な技能実習が可能であることを、地方公共団体に平成 29 年度中に周知する。</p>
9	<p>准看護師試験実施方法の見直し</p> <p>(保健師助産師看護師法)</p> <p>【厚生労働省】</p>	鳥取県、関西広域連合、滋賀県、京都府、兵庫県、和歌山県、徳島県	<p>【現状】 都道府県知事が行う准看護師試験について、他の都道府県にしか試験事務を委託できない。</p> <p>【提案】 専門機関に委託できるようにする。</p>	<p>① 准看護師試験については、都道府県の事務負担の軽減を図るため、都道府県が指定試験機関に事務を委託することを可能とする。</p>
10	<p>全国ひとり親世帯等調査における調査方法の規制緩和</p> <p>(「平成 28 年度全国ひとり親世帯等調査の委託について」(厚生労働省雇用均等児童家庭局長通知))</p> <p>【厚生労働省】</p>	広島市	<p>【現状】 指定された調査地区の全世帯を訪問して母子家庭等であることを把握した上で調査票を配布することとされているが、母子世帯等ではない世帯が大多数であり、効率が悪い。</p> <p>【提案】 住民基本台帳データ等を利用した対象世帯の絞り込みを可能にする。</p>	<p>① 全国ひとり親世帯等調査に係る対象世帯の抽出の効率化については、住民基本台帳及び児童扶養手当受給者に係るデータ等の補助的データの利用や全戸訪問による調査方法に関する課題を整理し、地方公共団体の事務負担の軽減に資する措置を次回の全国ひとり親世帯等調査時に講ずる。</p>

No	提案項目 (根拠法令等) 【所管府省庁】	提案団体	概 要	対応方針
11	<p>全国ひとり親世帯等調査における調査方法の規制緩和</p> <p>(「平成 28 年度全国ひとり親世帯等調査の委託について」(厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知))</p> <p>【厚生労働省】</p>	指定都市市長会	<p>【現状】 指定された調査地区の全世帯を訪問して母子家庭等であることを把握した上で調査票を配布することとされているが、母子世帯等ではない世帯が大多数であり、効率が悪い。</p> <p>【提案】 住民基本台帳データ等を利用した対象世帯の絞り込みを可能にする。</p>	<p>① 全国ひとり親世帯等調査に係る対象世帯の抽出の効率化については、住民基本台帳及び児童扶養手当受給者に係るデータ等の補助的データの利用や全戸訪問による調査方法に関する課題を整理し、地方公共団体の事務負担の軽減に資する措置を次回の全国ひとり親世帯等調査時に講ずる。</p>
12	<p>医療従事者免許に係る各種申請書様式記載事項の見直しについて</p> <p>(医師法等)</p> <p>【厚生労働省】</p>	群馬県、福島県、新潟県	<p>【現状】 各種申請書様式に厚生労働大臣名を記入しなければならないが、誤記が多く、記載内容の確認事務が負担となっている。</p> <p>【提案】 厚生労働大臣名の記載を廃止する。</p>	<p>① 以下の資格の免許に係る申請の様式については、平成 30 年中に省令を改正し、厚生労働大臣の氏名の記入を廃止する。</p> <p>・医師・歯科医師・保健師・助産師・看護師・診療放射線技師・臨床検査技師・衛生検査技師・薬剤師・理学療法士・作業療法士・視能訓練士</p>
13	<p>児童養護施設における看護師配置の基準の緩和</p> <p>(児童福祉法、「家庭支援専門相談員、里親支援専門相談員、心理療法担当職員、個別対応職員、職業指導員及び医療的ケアを担当する職員の配置について」(厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知))</p> <p>【厚生労働省】</p>	兵庫県、滋賀県、京都府、和歌山県、鳥取県、徳島県、京都市	<p>【現状】 医療的ケアを必要とする児童が 15 人以上入所している場合に看護師配置が可能となっているが、国において児童養護施設の小規模化を進める中、施設規模の実情と合っていない。</p> <p>【提案】 人数要件を緩和する。</p>	<p>① 児童養護施設における看護師加算の要件については、児童福祉法等の一部を改正する法律や平成 29 年 8 月 2 日に新たな社会的養育の在り方に関する検討会において取りまとめられた「新しい社会的養育ビジョン」等も踏まえて検討し、平成 29 年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。</p>

No	提案項目 (根拠法令等) 【所管府省庁】	提案団体	概 要	対応方針
14	<p>入国後間もなく生活保護の申請を行った外国人への支給手続きにおける収集可能情報の充実</p> <p>(「外国人からの生活保護の申請に関する取扱いについて」(厚生労働省社会・援護局保護課長通知))</p> <p>【法務省、厚生労働省】</p>	千葉市	<p>【現状】</p> <p>入国後間もなく生活保護の申請を行った外国人に関して、当該外国人が地方入国管理局に提出した立証資料を確実に入手する方法が存在しない。</p> <p>【提案】</p> <p>地方公共団体が地方入国管理局に資料提供を要請した場合、情報提供を義務付ける。</p>	<p>①</p> <p>生活保護の実施機関が、入国後間もなく生活保護の申請を行った外国人に対する事務手続を行うに当たり、地方入国管理局に対して当該外国人が在留資格の取得の際に提出した立証資料の提供を求めた場合において、地方入国管理局では行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律8条2項3号に基づき当該資料の提供が可能であることについて、地方入国管理局及び地方公共団体に平成29年中に通知する。</p>
15	<p>プロフェッショナル人材事業の財源(地方創生推進交付金)の早期交付決定</p> <p>(プロフェッショナル人材戦略拠点事業に係る事務連絡等)</p> <p>【内閣府】</p>	埼玉県	<p>【現状】</p> <p>財源となる地方創生推進交付金について、新規事業及び事業内容の変更を伴う継続事業の交付決定が5月末のため、年度当初から事業を実施できない。</p> <p>【提案】</p> <p>交付決定を早める。</p>	<p>①</p> <p>地方創生推進交付金については、以下の措置を講ずる。</p> <p>(1)年度当初からの着手が可能となるよう、申請等のスケジュールの前倒し及び申請に係る事務連絡等の早期発出について検討する。</p> <p>(2)申請に係る実施計画書について記載内容の簡素化を図るなど、引き続き運用の改善を図る。</p> <p>(3)地方公共団体が行う事業内容の検討のために参考となる情報提供や助言等に引き続き努める。</p>

No	提案項目 (根拠法令等) 【所管府省庁】	提案団体	概要	対応方針
16	<p>地方創生推進交付金の認定スケジュール及び申請手続き等の見直し・簡素化</p> <p>(地方創生推進交付金に関するQ&A等)</p> <p>【内閣府】</p>	岡山市	<p>【現状】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・新規事業及び事業内容の変更を伴う継続事業の交付決定が5月末のため、年度当初から事業を実施できない。 ・実施計画の経費の内訳が1つでも増額となる場合、当該経費に係る部分については、変更を伴わない部分とは別に申請を行わなければならない。 ・申請スケジュール、様式の通知から申請までの期間に余裕がない。 <p>【提案】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・年度当初から事業執行できるよう、認定スケジュールを改める。 ・経費の内訳の部分的な増減があっても、総事業費の増減が2割以内なら「計画の変更を伴わない継続事業」とする。 ・スケジュールの早期の提示、申請様式の速やかな送付。 	<p>①</p> <p>地方創生推進交付金については、以下の措置を講ずる。</p> <p>(1)年度当初からの着手が可能となるよう、申請等のスケジュールの前倒し及び申請に係る事務連絡等の早期発出について検討する。</p> <p>(2)申請に係る実施計画書について記載内容の簡素化を図るなど、引き続き運用の改善を図る。</p> <p>(3)地方公共団体が行う事業内容の検討のために参考となる情報提供や助言等に引き続き努める。</p>
17	<p>地方創生推進交付金活用事業について、4月1日からの事業着手が可能となる作業体制の構築</p> <p>(地方創生推進交付金に関するQ&A)</p> <p>【内閣府】</p>	愛媛県、 広島県、 松山市、 八幡浜市、 愛南町	<p>【現状】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・新規事業及び増額変更を伴う継続事業の交付決定が5月末のため、年度当初から事業を実施できない。 ・申請様式の提示が事前相談期限の数日前である。 <p>【提案】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・4月1日からの事業着手が可能となるよう交付決定を前倒しする。 ・申請様式の早期の提示。 	<p>①</p> <p>地方創生推進交付金については、以下の措置を講ずる。</p> <p>(1)年度当初からの着手が可能となるよう、申請等のスケジュールの前倒し及び申請に係る事務連絡等の早期発出について検討する。</p> <p>(2)申請に係る実施計画書について記載内容の簡素化を図るなど、引き続き運用の改善を図る。</p> <p>(3)地方公共団体が行う事業内容の検討のために参考となる情報提供や助言等に引き続き努める。</p>

No	提案項目 (根拠法令等) 【所管府省庁】	提案団体	概 要	対応方針
18	地方創生推進交付金の手続きに係る規制緩和 (地方創生推進交付金に関するQ&A等) 【内閣府】	岩手県、秋田県、奥州市	<p>【現状】</p> <p>事業計画の変更が必要な事業の交付決定が5月末のため、年度当初から事業を実施できない。</p> <p>【提案】</p> <p>事業計画変更を要する範囲の弾力化及び内示時期を可能な限り早める。</p>	<p>①</p> <p>地方創生推進交付金については、以下の措置を講ずる。</p> <p>(1)年度当初からの着手が可能となるよう、申請等のスケジュールの前倒し及び申請に係る事務連絡等の早期発出について検討する。</p> <p>(2)申請に係る実施計画書について記載内容の簡素化を図るなど、引き続き運用の改善を図る。</p> <p>(3)地方公共団体が行う事業内容の検討のために参考となる情報提供や助言等に引き続き努める。</p>
19	地方創生推進交付金における事業計画変更要件緩和と交付スケジュール迅速化 (地方創生推進交付金に関するQ&A等) 【内閣府】	矢巾町	<p>【現状】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・交付決定前の事業着手は原則として認められていない。 ・対象事業費の増額があった場合、その都度事業計画変更の申請が必要。 <p>【提案】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・事業計画変更を求める範囲の弾力化。 ・内示時期を可能な限り早め、内示後の事業着手を認める。 ・申請スケジュールを早期に示す。 	<p>①</p> <p>地方創生推進交付金については、以下の措置を講ずる。</p> <p>(1)年度当初からの着手が可能となるよう、申請等のスケジュールの前倒し及び申請に係る事務連絡等の早期発出について検討する。</p> <p>(2)申請に係る実施計画書について記載内容の簡素化を図るなど、引き続き運用の改善を図る。</p> <p>(3)地方公共団体が行う事業内容の検討のために参考となる情報提供や助言等に引き続き努める。</p>